

取扱職種の範囲等の明示

求人者のみなさまへ

株式会社ドリームキャリア

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示しますので内容をご確認下さい。

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、全職種です。

取扱地域は、国内です。

手数料に関する事項

- ・ 求人受付の際の手数は申し受けません。
- ・ 就職が決定しましたら、紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の 100%を限度として、契約書、覚書等に定めた額を申し受けます。

求人者情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の植島幹九郎です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の植島幹九郎です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の植島幹九郎です。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第 24 条により、労働者に直接お支払いください。その他、本所の業務についてご不審点は、係員におたずねください。